○西東京市スポーツ推進審議会条例

平成13年6月29日条例第202号

改正

平成19年6月25日条例第50号 平成21年12月24日条例第49号 平成23年9月22日条例第23号

西東京市スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 西東京市におけるスポーツの推進を図るため、スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下 「法」という。)第31条の規定により、西東京市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。) を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、市長の諮問に応じ、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長に建議する。

(組織)

- 第3条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。
 - (1) 社会体育の関係者
 - (2) 学校体育の関係者
 - (3) 前2号に掲げる者以外のスポーツに関する学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を 妨げない。

(会長)

- 第5条 審議会に会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、委員の半数以上が出席しなければ審議会を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (部会)
- 第7条 審議会に、特定の事項を調査及び検討させるために、部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する委員をもって充てる。
- 第8条 審議会の庶務は、生活文化スポーツ部スポーツ振興課において処理する。 (委任)
- 第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日条例第14号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月25日条例第50号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成21年12月24日条例第49号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月22日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の西東京市スポーツ振興審議会条例(以下「旧条例」という。)の規定による西東京市スポーツ振興審議会の委員である者は、この条例による改正後の西東京市スポーツ推進審議会条例の規定による西東京市スポーツ推進審議会の委員になるものとし、その任期は、旧条例の規定による西東京市スポーツ振興審議会の委員の残任期間とする。

改正

平成23年9月22日規則第45号

西東京市スポーツ推進審議会規則

(趣旨)

第1条 西東京市スポーツ推進審議会条例(平成13年西東京市条例第202号。以下「条例」という。) に定めるもののほか、西東京市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事 項はこの規則に定めるところによる。

(任務)

- **第2条** 条例第2条に規定するスポーツの推進に関する重要事項とは、おおむね次に掲げるとおりとする。
 - (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
 - (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
 - (3) スポーツ事業の実施及び奨励に関すること。
 - (4) スポーツ関係団体の育成に関すること。
 - (5) スポーツの技術水準の向上に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進のため市長が必要と認める事項に関すること。 (会議の招集方法)
- 第3条 審議会の会議(以下「会議」という。)の招集は、会議の開催の日時、場所及び会議に付議する事項をあらかじめ各委員に通知して行う。 (その他)
- 第4条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月22日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。